

「米子市個人情報の保護に関する法律施行条例」（素案）に対する意見募集の結果について

番号	ご意見	市の考え方
1	<p>1 「個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う米子市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」3(3) 公務員氏名の開示・不開示について</p> <p>当該3(3) 公務員氏名の開示・不開示についてにおいて、以下のとおり記載されています。</p> <p>改正個人情報保護法においては、個人情報開示請求に対し、公務員の「職」及び「職務遂行の内容」に係る部分を開示するものとし、「氏名」は個人情報として保護されるとされています。</p> <p>また、公務員の氏名は「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（改正個人情報保護法第78条第1項第2号イ）に該当する場合、開示されます。</p> <p>なお、米子市情報公開条例では、情報公開請求に対して、公務員の「職」、「職務遂行の内容」及び「氏名」に係る部分は公開するものとして規定しています。</p> <p>個人情報開示請求に対する開示事項及び不開示事項と、情報公開請求に対する公開事項及び非公開事項に違いはありますが、結果的に、原則、氏名は開示されることとなるため、公務員氏名を開示する規定は設けません。</p> <p>まず、「結果的に」とありますが、そもそも改正個人情報保護法第78条第1項第2号イ「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とあり、無条件に開示されるわけではないと考えます。</p> <p>また、個人情報開示請求又は情報公開請求は別の手続であり、「結果的に、原則、氏名は開示されることとなるため、公務員氏名を開示する規定は設けません。」というのは、手続の違いを理解されているように思えません。</p> <p>「結果的に、原則、氏名は開示されることとなるため、公務員氏名を開示する規定は設けません。」ということであれば、個人情報保護委員会が改正法第78条第2項に基づき情報公開条例の規定との整合を図る規定を設ける場合として示すように、新規制定される米子市個人情報の保護に関する法律施行条例に「法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第2項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、米子市情報公開条例第〇条第〇号に掲げる情報とする。」のように規定する必要があると思慮します。</p>	<p>改正個人情報保護法第78条第1項第2号イの「法令」には、条例が含まれています（法第61条第1項括弧書き）。このため情報公開条例において公務員の氏名について何人にも等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている場合（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）6-1-3-1-1(3)①）には、改正個人情報保護法第78条第1項第2号イに該当するものとして不開示情報から除外されると考えます。</p> <p>米子市では、米子市情報公開条例第7条第1号ウにおいて公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の氏名は公にされる情報として規定されており、当該公務員の氏名は、改正個人情報保護法第78条第1項第2号イに該当するものとして、同項の規定により開示されることとなるため、改正個人情報保護法第78条第2項に基づく条例の規定を設けないこととしたものです。</p>

2	<p>附則第4条について</p> <p>附則第4条において、「附則第2条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」とありますが、「行為」とだけあり何の行為に対する罰則の適用か、全く不明確です。</p> <p>ご案内のとおり、憲法第31条において、罰刑法定主義が定められており、刑罰規定には明確性の原則が厳に求められます。検察庁協議もされていると思慮されますが、附則第4条は罰則に係る規定であるのにも関わらずあまりにも規定が不明確です。</p> <p>せめて、「附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。」する等、何に対しての行為に対する処罰なのかを明確にする必要があると考えます。</p>	<p>お寄せいただいたご意見を受け、ご指摘の部分に関し見直しを考えたいと思います。</p>
3	<p>総じて、米子市役所の職員の全ての職員とは言いませんが、米子市役所の職員の大半の職員の方は、行政職員でありながら法律に非常に弱いです。米子市役所職員採用試験等で、法科大学院出身の方、現在県職員等行政職員の方等、法律に強い職員の採用が強く求められます。</p>	<p>お寄せいただいたご意見は、関係課と共有し、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>